

No.	区分	質問	回答
1	1.全般	試験に不合格の場合は、受験手数料は対象になるか。	対象になりません。
2	1.全般	今年度に補助金交付を受けた者が、次年度、別の資格や研修等で申請することは可能か。	可能です。
3	2.申請方法	申請書の提出は、個人・法人のどちらが提出すればよいか。	どちらでも構いません。個人と法人では申請書の様式が異なりますので、お間違えのないようにしてください。
4	2.申請方法	過去に受験した試験や受講した研修については対象となるか。また、申請期間はあるか。	令和6年4月1日以降の合格日や修了日となっている試験や研修が対象です。合格日・修了日の翌日から起算して1年以内に申請してください。 なお、年間3回の申請期間を設けておりますので、申請期間内での手続きをお願いします。
5	2.申請方法	年間に複数の研修を受講した場合、申請は可能か。	可能です。ただし職員1名あたり年間5万円が上限となります。
6	3.対象者・条件	職員の勤務時間や雇用体系等に条件はあるか。	ありません。
7	3.対象者・条件	申請者が市外在住の場合は対象になるか。	勤務先が市内の事業所であれば、市外在住の方も対象になります。
8	3.対象者・条件	市内在住だが、市外の介護事業所に勤務している場合は対象になるか。	勤務先が市外の場合は対象になりません。
9	3.対象者・条件	勤務先が住宅型有料老人ホームの場合は対象になるか。	介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定を受けた事業所に勤務している方が対象です。
10	3.対象者・条件	年間5万円が上限とあるが、年間の考え方はどのようなものか。	4月1日から翌年3月31日までを1年間とします。
11	3.対象者・条件	年間5万円が上限とあるが、法人と個人でそれぞれ申請した場合はどうなるか。	法人と個人の申請を合わせて職員1名あたり年間5万円が上限です。
12	4.対象資格・研修等	対象外の資格や研修はあるか。	認知症介護基礎研修、喀痰吸引等研修は対象になりません。その他、ホームページや案内チラシに記載されていない資格や研修等については事前にご相談ください。
13	4.対象資格・研修等	研修を受講するためのテキスト代は対象になるか。	研修の受講料にテキスト代が含まれている場合については対象になります。
14	4.対象資格・研修等	受験対策講座や、自主的に購入した学習用の教材は対象になるか。	対象になりません。
15	4.対象資格・研修等	勤務先の法人主催の研修を受講した場合、申請は可能か。	補助金交付の対象となる研修かつ受講者が受講料を支払って受講したのものについては申請が可能です。
16	5.その他	他の助成金と重複できないとあるが、社会福祉協議会で実施している介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度を受けている場合、併用できるか。	併用できません。教育訓練給付金についても同様の考え方です。